

2024年9月28日

JMRC中国加入クラブ  
同上 加入クラブ員の皆様へ

JMRC中国  
運営委員長 岩根つもる

### 全国共同共済解散のお知らせ

先般、8月27日に開催された第96回JMRC全国協議会会議において、1996年より28年の長きにわたり競技会参加時の保険としての役目を担ってきたJMRC全国共同共済ですが、金融庁の指導や既に共済を取り扱っていない地区がある事に加えて、久々に支出となった共済金の請求を発端として、全国の各JMRCが今後のJMRC全国共同共済について協議しました。

その結果、JMRC中国と致しましては存続を望んだものの存続を望まないJMRCの多数決により、表記の通り解散する事となりました。

年度途中である事や、各JMRCにおいての加入期間の違いから、現在のJMRC全国共同共済を2025年3月31日までの期間とする事もあわせて決議されました。

### JMRC中国共済の今後について

上記の通り、JMRC全国共同共済の解散を受けて、9月11日に開催された2024年第3回JMRC中国運営委員会にて、JMRC中国が単独で行っているJMRC中国共済（死亡400万円）について検討を行いました。

その結果、金融庁から指摘を受けている加入者の人数が1000人以下である事、スポーツ安全保険の保険金額ではJAFが定めている競技会に参加する場合の保険金額に満たない部分がある事を主な理由として、全員一致でJMRC中国共済は継続される事になりました。

またこれに伴いJMRC中国共済はこれまで通り、JMRC中国が独自で運営を行い継続する事が決議されました。

ただし今回のJMRC全国共同共済解散を受けて、JMRC中国共済を継続する為に以下の改定（運営委員16人中15名出席、15名全員同意）が行われました。

1. 給付の見舞金は、これまで同様に最高400万円とする
2. 拠出金（共済保険料）は、これまで同様に1,000円とする
3. 64才以下はスポーツ安全保険Cと共済のセット（最高補償2400万円）で、3,000円とする
4. 65才以上はスポーツ安全保険Bと共済のセット（最高補償1000万円）で、3,000円とする
5. 共済の期間を2025年は2025年1月1日より2026年3月31日までとする

また、2026年以降は当該年4月1日より翌年3月31日までとする。

以上